

佐久大学別科助産専攻規程

(目的)

第1条 この規程は、佐久大学学則第5条第3項の別科の取扱いについて定めることを目的とする。

(位置)

第2条 別科助産専攻は、長野県佐久市岩村田2384番地に置く。

(修業年限)

第3条 別科の修業年限は1年とする。

(最長在学年限)

第4条 学生は2年を超えて在学することはできない。

(受験資格)

第5条 本学に受験することのできる者は、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 看護師免許を取得している者
- (2) 出願の当該年度内において看護師免許取得見込みの者

(入学資格)

第6条 本学に入学することのできる者は、入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者とする。

2 第5条において(2)に該当し受験した者で、当該年度内における看護師国家試験に不合格となった者は、入学することができない。

(履修方法)

第7条 学生は当該年度始めに、履修する科目を「履修届」に記入し所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 履修登録をした科目以外の科目、及びすでに単位修得した科目を再履修することはできない。
- 3 実習科目は、前期に開講する必修科目すべてを履修し、単位を修得していなければ履修することができない。

(単位の授与)

第8条 各授業科目の単位の認定は、定期試験、口述試験、実技試験などにより行う。

(定期試験受験資格)

第9条 次に該当する場合は、定期試験の受験資格は与えられない。

- (1) 出席時間数が履修時間数の2/3（臨地実習の場合は4/5）に満たない者。
- (2) 履修登録をしていない科目。
- (3) やむを得ない事情（傷病、災害等）で試験を受けることができない場合の「欠席届」（医師の診断書等の証明書添付）が未提出の者。
- (4) 授業料を所定の日までに納入していない者。

(成績の評価)

第10条 成績評価は、5段階としS・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

表 示	S	A	B	C	D
評 点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(追試験・再試験)

第11条 第9条に該当しない者に限り、追試験・再試験を願い出によって受験することができる。追試験・再試験に関する事項は看護学部履修規定に準ずる。

(修了要件)

第12条 第3条に規定する修業年限以上在学し、かつ所定の授業科目及び単位数を修得した者は、学長が修了を認定する。（別表第1）

2 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(その他)

第13条 本規程に定めのないものについては、本学学則を準用する。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（第11条別表第1の改定）

(附 則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 《省略》 シラバス「教育課程表」参照